

回数 (年数)	問 題
第74回 (6年)	<p data-bbox="244 218 456 247">〔第一問〕 - 50点 -</p> <p data-bbox="264 266 395 295">問1 (30点)</p> <p data-bbox="264 311 1225 471">2以上の道府県において事務所を設けて事業年度を通じ物品販売業を行う普通法人について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。なお、当該法人は通算法人である。事業年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とし、事業年度開始日及び終了日の資本金の額は500,000,000円である。</p> <p data-bbox="289 490 769 519">(1) 確定申告に係る申告納付期限の延長制度</p> <p data-bbox="316 535 1225 606">なお、当該延長に係る承認申請の手続きについては説明を要しない。また、当該法人はこれまでに申告納付期限の延長に係る承認を受けたことがないものとする。</p> <p data-bbox="289 625 1225 697">(2) 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告並びに地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例及びその特例の申請手続き</p> <p data-bbox="316 712 1225 784">なお、当該申告により発生する効力及び特例の申請後に総務大臣又は道府県知事が行う手続きについては説明を要しない。</p> <p data-bbox="264 852 395 880">問2 (20点)</p> <p data-bbox="264 896 1225 1012">次の【資料】に基づき、甲株式会社（以下「甲社」という。）の第5期事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度）における付加価値割に係る課税標準額及び各県に納付する付加価値割額の算定方法について説明しなさい。</p> <p data-bbox="264 1031 1225 1103">ただし、地方税法附則第9条第13項から第16項までに規定する給与等の支給額が増加した場合の特例措置に係る説明は要しない。</p> <p data-bbox="289 1166 358 1195">【資料】</p> <ul data-bbox="316 1211 1225 1682" style="list-style-type: none"> ・ 甲社の令和7年3月31日現在の資本金の額は200,000,000円である。 ・ 甲社は令和2年4月1日に設立され、L県に本店（設立当初より設置）を、M県に支店（令和6年10月1日より設置）及び工場（設立当初より設置）を設置して、食料品の製造業を行っている。 ・ 甲社は令和4年4月1日からN国においても支店（恒久的施設に相当するものである。）を設置して、食料品の製造業を行っている。 ・ 甲社は乙株式会社から、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づき労働者派遣を受けている。 ・ 甲社は国内外の経理を明確に区分して計算をしていない。 ・ 事業税の税率は、L県は地方税法に定める標準税率、M県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。